

第25期 軽井沢町農業委員会 第3回 総会議事録

発言者	内 容
	<p style="text-align: center;">開会 13:30</p>
青木事務局長	<p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第3回総会を始めたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
市村初仁会長	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。まず最初に新型コロナウイルス関係でございますが、県内の感染者数増加に伴い8月30日に長野県より発令されておりました医療警報は9月20日に解除されております。</p> <p>総会時は個人の判断となりますがマスク着用の推奨や休憩時には換気も行い、基本的な感染対策を実施いたします。円滑な議事進行に何卒、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、新任の委員の皆様がご参加された研修会が農業会議の主催で、8月25日に開催されました。農業委員会活動は多岐に渡り、一度に全ての業務を遂行していくのは困難でございます。説明を受けた内容を一つずつご理解いただきながら、ご不明な点等々がございましたら、事務局や他の委員にご確認ください。私からは地域の農業者の代表者として、様々な活動を通じて農地所有者や耕作者の農地利用に関する意向把握をお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>台風関連につきましては8月より頻繁に発生しており、9月8日から9日にも台風13号が当町に接近いたしました。今回の台風は東日本への上陸が一番懸念されておりましたが、早い段階で温帯低気圧に変わり大雨等に関する警報級の発令もなく、大規模な被害はございませんでした。今年は気温が高い日が続いている関係でまだ台風や大雨が発生する可能性もありますが、これから終盤を向かえていく出荷に影響がないことを祈るばかりでございます。本日、町側より佐藤係長がご出席いただいております。岡沢補佐は欠席でございます。土屋代理からのJA関係も含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第25期軽井沢町農業委員会第3回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、12名の出席でございます。加藤委員、坂本委員より欠席の報告がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席ござい</p>

	<p>ます。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第14条の規定により、議席番号3番の土屋哲委員と議席番号10番の諸星恵美子委員の2名をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
市村初仁議長	<p>「事業報告の説明」</p>
委 員	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。</p>
市村初仁議長	<p>事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1についてご説明します。次第4ページ、補足資料1ページから15ページ、をお願いします。成沢地区でございます。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>_____の_____は_____、_____、_____、_____は_____、_____は_____です。</p> <p>_____でございますが、_____が_____でございますが、_____から_____ほど_____を_____し、_____から_____ほど_____に進んだ_____となります。</p> <p>_____の_____は_____で、_____による_____は、_____になります。_____の_____ですが、_____の_____は_____で_____や_____、_____を_____でございます。_____でも_____の_____を_____ことになりましたが、_____や_____を_____するにあたり、_____では_____と_____になる_____で_____で_____する_____もなかった為、_____により_____の_____を_____したいものでございます。権利関係は_____となります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____が_____となります。_____です</p>

	<p>が、_____となり、_____が_____されております。</p> <p>利害関係につきまして、_____は_____されております。次に（施行規則第57条第1号）の_____の_____の_____ですが、_____では_____から_____までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはございませんので該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲に農地はなく問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第6号）の一時転用です。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>_____の_____が_____についてを_____いたします。_____に_____の_____、_____、_____で_____を_____。_____は_____で_____した_____の_____となります。_____はさきほど_____の_____であります。_____、_____に_____で_____の_____があり、_____に_____と_____を_____があった為、_____を_____したいとの_____がありました。_____には_____、_____の_____がありますが_____には問題ないと思われま。_____からの_____も_____されてお、_____ございませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いたします。はい、岩井委員</p>
委員	<p>議席番号11番の岩井朗浩ですが、_____、_____で_____できるのでしょうか。またもし_____が_____は_____は_____でしょうか。</p>
青木事務局長	<p>_____は_____となります。_____は_____ほどとなりますが、もし_____を_____には、_____の_____とも_____いたします。</p>

市村初仁議長	他にございますでしょうか。はい、土屋会長代理
委員	_____を_____するとのことですが、_____もそのまま_____せず、_____されたままですか。
青木事務局長	_____には_____を_____し、_____は_____いたします。
市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第2号現況証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第2号現況証明願について説明します。次第6ページ、補足資料は16ページから19ページをお願いします。_____で、_____に_____のある_____より_____がありました。_____は_____で補足資料17ページにて確認をお願いします。</p> <p>_____ありまして、_____、_____は_____、_____は_____、_____は_____、_____は_____になります。_____は、_____の_____さんが_____から_____の_____として_____されておりました、_____の_____である_____が_____に_____をしたことが_____でございます。</p> <p>_____に_____の_____を_____は_____ではなく、_____ではその_____への_____も_____されていることから_____ではなく、_____で_____を_____することが_____だと_____いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。</p>
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、担当委員より説明願います。
委員	_____に、_____である_____、_____の_____、_____で_____を_____しました。_____はさきほど_____です。_____としては、_____した_____を_____しようとしたところ、_____が_____であることが_____しました。_____の_____、_____に_____ほど_____がありますが、そこと_____になっている_____は_____が_____されております。_____である_____は、_____から_____おり、_____に_____できる_____がある

	<p>のですが、_____もなく、_を__されているということで、かなり__から_を_____いたりしたそうです。_____となっている_____はすでに_____として_____おります。_____は_____した後、_____に_____おられますが、_____の_____を_____されているということです。_____となると_____が_____される_____から_____があったことになり、_____の_____の_____は_____されないことやすでに_____が_____されている_____は_____の_____ではないことから、_____については_____ないと_____したので、_____のほどよろしくお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願ひします。はい、柳澤昌代委員</p>
委 員	<p>議席番号8番の柳澤ですが、_____は_____だったのでしょうか。</p>
青木事務局長	<p>_____は_____になりますので_____しておりません。</p>
市村初仁議長	<p>他にございますでしょうか。ご意見が無いようですので議案第2号について、採決を行います。賛成の方は挙手願ひします。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号を可決しました。次に、議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願ひします。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第7頁から8項、補足資料は、20頁をお願ひします。</p> <p>軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願ひいたします。10月の公告分でございますが、新規が4件、7筆、面積は、16,695㎡、内訳は、田が447㎡、畑が16,248㎡です</p> <p>集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願ひいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をお願ひいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第3号、軽井沢町農用地利用集積計画の10月公告分について、ご意見のある方はお願ひします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんか。)
委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画10月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に伴う意見聴取について」を議題とします。軽井沢町長より農業委員会宛てに意見聴取の依頼がございましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、内容につきましては佐藤農林振興係長より説明いたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県で「長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しが行われました。それを受け、軽井沢町においても「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」いわゆる「基本構想」の見直しを行うこととなりました。今回は主に、地域計画の策定関連に伴う見直しとなっております。すでに県との事前協議を行い、見直し内容に問題はないとの回答を得たため、農業委員会の意見をお聞きしたいと思います。</p> <p>まず基本構想についてご説明させていただきます。お手元に、資料1ページ上段「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）とは」をご覧ください。基本構想とは、効率的かつ安定的な農業経営や、目指すべき農業構造を明確にした目標であり、指標のことです。安定した農業経営を行うにはいくらの農業収入があればよいのか、またそのためにはどういった作物を何アール育てればよいのかということをも具体的な数値として示す他、利用権設定を使用する際の条件などを盛り込んでいます。町の基本構想を見直す際には、資料に記述してあるとおり県との事前協議を行い、農業委員会JAに意見聴取を行う、そのあとに県と変更協議を行います次に2ページ、今回の見直しで基本構想がどうかわるのかといった概要をご説明します。①、新たな担い手の育成やサポート体制を明記します。具体的には、親元就農への就農促進についての記載、独立就農者へのサポート促進についての記載、軽井沢町が新規就農者を積極的に確保し就農をサポートすることについての記載、県や軽井沢町、農業委員会やJA等関連機関が行う役割についての記載となっています。②、農地を担い手に集約していく旨の明記です。具体的には、分散的に農地を使用している現状から、担い手ごとに農地を集約していくというもの、農地集約の際、県、町、農業委員会が一体となって利用調整に取り組むというものです。③は利用権設定を中間管理事業に統合していくという内容の明記です。</p> <p>具体的には、現在、農地の貸借をする際は利用権設定という制度を利用しておられる方がほとんどだと思いますが、これを中間管理事業に統合するという内容です。中間管理事業に統合するまでの間は、今までどおり利用権設定が使えると</p>

	<p>いう内容も併せての変更となります。現時点では今までどおり利用権設定を使いますので、新規借受希望があった際は利用権設定をすすめていただいで大丈夫です。地域計画が策定されると、農地の貸し借りの方法が今までと変わります。</p> <p>④、「人・農地プラン」という記載を、「地域計画」に変更する、というものです。</p> <p>ここで人・農地プランと地域計画についてご説明します。人・農地プランとは、人と農地の問題を今後解決していくため地域ごとに定めた、未来への設計図です。軽井沢町ではR3年度に策定しております。策定内容は軽井沢町内を馬取、発地、軽井沢の3地区に分け、各地区で中心経営体を定めるといったものです。その際、令和3年度当時点で登録のある認定農業者（認定新規就農者）を中心経営体として決めました。これをもとに、地域の現状や課題、今後の目標を明確化して、農業経営基盤強化促進法に基づき法定化したものが地域計画です。</p> <p>令和6年度中の地域計画策定を目標としており、地域の関係者と協議を行ったうえで10年後を見据えた地域ごとの「担い手」を決めていくこととなります。</p> <p>⑤、「地域計画を通じて」という語句を追加します。土地の利用集積を、「地域計画を通じて行っていく」という確認のため、追加します。⑥、円滑な農地の利用調整には地域計画の取り組みが重要であるという内容を追加します。こちらも、農地の利用集積・調整に関して、地域計画を通じて行っていくという確認のために追加しています。地域計画を通じて行っていく、とはつまり、地域の農業者さんや所有者さんたちとの話し合いのなかで決めていく、といった意味合いとなっております。④、⑤、⑥に関しては、このように、基本構想のなかに地域計画という取り組みについての記載をいれるという形になっております。</p>
市村初仁議長	<p>皆様お手元の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の第3をご覧ください。ここに農業委員会の役割として、新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地の斡旋等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者について、その制度の紹介を行うと記載されていますので、農業委員会としてはこれをやっていくということでご理解をいただければよろしいかと考えますのでよろしくお願いします。最近、地域計画という言葉が出ておりますけれども、国の制度の中で農業施策が地域計画をたてる中で、農業施策を進めていくという方向になっておりますので、それに伴って今まであった決まりごとを変えていくことになりましたので、そのような部分をご理解のほどお願いいたします。それでは皆様、ただ今の佐藤係長からの説明と併せて何かご意見はございますでしょうか。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>ご意見がございませんので、農業委員会としては原案どおりとし、議案第3号「農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更に伴う意見聴取について」の意見を軽井沢町長に送付します。</p> <p>ここで暫時休憩いたします。</p>

	<p style="text-align: center;">休憩 14時33分 再開 14時43分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理をお願いします。</p>
土屋会長代理	<p>9月の野菜出荷状況報告を説明させていただきます。一点ご報告しますが、本来であればこの時期は9月20日現在のものを報告するのですが3連休を挟んだもので、そちらのほうは間に合いませんので、9月10日現在になりますことをご了承ください。キャベツ10キロですが、数量が177,740ケース、単価が1,138円、金額が202,258,870円870円、前年対比で数量が79%、単価が132%、金額が105%、キャベツは前回の報告よりも更に下回ってしまいました。こちらのほうの原因としては8月1日の雹害ですね、そちらの影響がありまして、出荷量が落ちました。それから下の方の特記にも書いてあるんですけども、雷雨等、9月に入っても強い雨が降りまして、他地域では雨不足なんかもあるんですけども、軽井沢の場合は雨が多くてですね、地域差はありますが、キャベツ自体が小玉傾向、そんな状況で出荷量が多くありませんでした。次にレタス10キロは数量が78,446ケース、単価が1,343円、金額が105,321,410円、前年対比で数量が104%、単価が99%、金額が102%でございます。レタスは主な圃場が大日向地区で比較的、雹害の影響が少なかったため数字は伸びた状況でございます。チンゲン菜は数量が34,009ケース、単価が842円、金額が28,636,490円、前年対比で数量が90%、単価が120%、金額が109%。チンゲン菜は今年単価が良くて、出荷量は少ないのですが金額的には伸びております。合計で数量が315,261ケース、単価が1,148円、金額が361,939,360円、前年対比で数量が86%、単価が119%、金額が102%です。金額が102%ということですが、過去3年間で前年度割れをしておりますので、数量、金額的にも厳しい状況になります。特記になりますが、キャベツは8月末頃から下旬頃の収穫時期の収穫スピードが極端に早く、定植から60日前でも重さ乗るということで切急ぎが発生し、その為に収穫の空が出てくる状況です。通常ですとこの時期は70日ほどで出荷ですけれども、今現在でも60日ほどで出荷しております前倒しで出荷できているから数量が伸びているのかということなんです。雹害と湿害の影響でしょうか、数量が伸びておりません。それから病害虫ですが、株腐れ、それから軟腐、黒腐、オオタバコガ等で圃場に捨ててしまうものが多いです。特にオオタバコガの発生が多くて皆さん、この防除に苦慮しております。レタスは暑さで不結球が多くてですね、非常に苦戦しております。今現在の等級ですが、Lが41%、7玉が18%、9玉が18%、他が22パーセントという形です。レタスは大玉傾向で2Lが31%、2LA32%、A大、こちらが少し大きめ或いはあまり形状がよくないものが20%、他が16%となっております。後は野菜部会の今後の予定ですが、視察研修が9月4、5日に野菜部会の役</p>

	<p>員それから事務局、青年部役員で希望者が行きました。着花状態が他に産地に比べて軽井沢の品質は非常に良かったとの評価を受けております。それから10月20日に廃プラの回収があります。それから11月3日に予冷庫にえ軽井沢支所大感謝祭が行われる予定です。やはり降雹被害が大きい状況です。</p>
市村初仁議長	<p>JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。はい、依田農政部長</p>
委 員	<p>報告に記載されているミニトマトの出荷者は町内の方でしょうか。</p>
土屋会長代理	<p>町内の方です。</p>
市村初仁議長	<p>他にございますでしょうか。なければ次に(2)支援センター関係については岡沢補佐が本日欠席しておりますので、(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>別紙の長野県農政部農業技術課長から通知されました、鳥獣害防止用爆音機による騒音防止についてをご確認ください。農作物被害防止のため使用される爆音機につきましては、周辺に住居がある場合の使用について周知をさせていただくものでございます。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただいまの町関係で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(4)の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第9ページをお願いします。「説明する。」 11月16・17日の視察、11月21日の長野県農業委員会大会、12月22日の忘年会への参加につきましては皆様のご参加のほどよろしく申し上げます。続いて農地の見守り活動専用用紙について事務局の小林より説明いたします。</p>
小林主任	<p>農地の見守り活動専用用紙ということで、配布させていただきました。委員の皆様には活動日誌に日々の活動記録を記載していただいておりますが、委員活動の一月の活動日数が10日と示されていて、活動の中で一番多いのが農地の見守りになると思います。ただそれを日誌に記載するのが面倒で、実際に見回りをしているのですが、日誌に書き忘れてしまった方々がいらっしやいまして、月10日の目標が昨年度は達成できなかったもので、専用の用紙を用意いたし</p>

<p>青木事務局長</p>	<p>ましたので、農地の見守りをしていただいた際には、こちらの用紙に丸をしていただいで、何かお気づきの点等がありましたら、農地パトロール以外の部分は日誌に書いていただければと考えておりますのでお願いいたします。こちらの用紙はデータでありますので、パソコンで記録をつけた方がいらっしやいましたら、事務局までご連絡いただければデータを提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次にお手元にある新聞の切り抜きをご覧ください。こちらの記事は米の転作事業を実施している再生協議会の関連でございます。再生協議会は委員の皆様も出席されておりますが、米の転作事業については、米以外の農産物を生産する場合に補助金を出して転作を進めておりますが、国の制度変更により今までは米から転作した場合には、継続して補助金を受給できていたわけですが、実際に転作している農地が米を生産できる箇所であることの趣旨からして、田としての機能を果して転作しても維持できているのかということから、5年に一度は水張を行って、機能確認をしてもらいたいとのことです。こちらの記事に記載されている富士見町さんは水田の転作で主に蕎麦を生産しているのですが、蕎麦は湿気を嫌う傾向がありまして畑地で行うのが良いのですが、水張をするとどうしても、生育に影響が出てしまうということで、富士見町の町長と農業委員会長が長野県庁を訪れて、5年に一度の水張をやらなくても、やらない場合は当然、補助金の対象外にはなってしまいますが、県の独自制度を創設して、対象外の方々に支給できないかということで、支援制度の創設を求めたことを行った内容が掲載されております。こちらも役員会でこの件について話をして、町内でも畦畔を取って、そのまま水田を畑として利用していたり、ここにきて、田として機能回復させるのはどうなんだというご意見がありました。富士見町さんの意向にも賛同する意見もあったのですが、やはり制度自体の不透明な部分があるのではないかということで、農業委員会としましては、一年に一回、市村会長が長野県選出国議員と意見交換をする機会があります。その際に各市町村から国への要望事項を提出する必要があるとしまして、今年、この転作事業は国の事業であることもありますので、このような制度自体を少し見直してですね、水田に戻すということではなくて、今まで通りできないかという要望を出したいと考えております。再生協議会でもいろいろご意見はあろうかと考えますが、農業委員会としてはやはり、他市町村でも問題となっている当案件は当町でも同様でありますので国へ直接伝えていきたいと考えております。配布しているA4の資料は今、ご説明した内容が記載されてございます。資料を見ていただくと、5年張りルールの具体化ということで、水張は水稻の作付けで行うことと、基本的には水張プラス作付けというところなんですけど、水田機能の確認とはいえ、作付けするとそのままなのかなと考えるのですが、資料には作付け以外の方法も記載されていて、水張を行うことで連作障害が軽減されるという趣旨からして、作付けする農産物にもよりますが、1ヶ月から4ヶ月ほど灌水すると、軽減の効果があつたと。最低一ヶ月は灌水は必要にな</p>
---------------	--

	<p>りますが、その期間に水を張って、水稻の作付けをしなくてもその代替となるということでございます。こちらの資料は再生協議会でも配布しております。いずれにしても、国会議員の方々に提出する内容を精査させていただいて、また提出していきたいと考えておりますので、皆様にお伝えをさせていただきます。それと農地パトロールに関して、皆様のお手元に冊子になったものを配布してございます。農地パトロール箇所の地番や所有者等が記載された担当地区ごとの一覧表となっております。また農地パトロールの祭にご持参ください。まだパトロールの日程が決まっていない地区がありましたら、事務局までご報告をお願いします。事務局からは以上でございます。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明に対して、ご質問等ございますか。はい、片山推進委員。
委 員	さきほどの転作に関してですが、軽井沢町では何人くらい受給者がいるのでしょうか。
佐藤農林振興係長	転作については再生協議会が担当となりますが、50人ほどいます。
市村初仁議長	他にございますでしょうか。はい、儘田推進委員。
委 員	国の方針としては、5年後には補助金を出したくないということでしょうか。
青木事務局長	一度、水田を畑地化すると水田に戻すということが困難である為、そのまま畑地化してもらいたいというのが国の考えであります。
市村初仁議長	はい、儘田委員
委 員	例えば蕎麦を作っていたが、それをやめて他の作物を作れば補助金は継続となるのか。
市村初仁議長	そうではなく、水田から畑になっているので、もう畑にしてもらいたい。ということは今の質問の通り、5年後には補助金がもらえなくなるということです。その他、全体を通して何かございますか。はい、片山委員
委 員	議席番号6番の片山ですが、上発地の水田で埋土をしている畑があるのですが、これは農業委員会でも受理されているとう話ですが、農地に埋土をする場合の基準はあるのでしょうか。すごい高さに盛土している箇所が一箇所あって、農業用ではないみたいなのですが。
青木事務局長	農業用については高さ等の規制はないので、農業委員会への届け出のみとなりま

	<p>すが、農業用でなければ高さが1.5mかつ面積が300㎡を超えるものについては町への届け出や県への申請についての協議が必要となりますので、申請者に確認いたします。</p>
市村初仁議長	他にございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第25期軽井沢町農業委員会第3回総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 15時33分</p>